

# ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2015(平成27)年11月13日(金) No.119

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典  
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)  
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>  
(Eメール) [mail@rc-aikoh.or.jp](mailto:mail@rc-aikoh.or.jp)

## CONTENTS (今月号の内容)

- \* 日誌抄録(1ページ) : 2015年10月1日(木) ~ 11月12日(木)
- \* おもな動き(2ページ) :
  - ・新たに指定管理事業
  - ・音楽が結ぶ絆は国境を越えた ほか  
(職員状況: 2015年10月中)
- \* 現場の内外で(3ページ) :
  - ・“ママのリフレッシュタイム”
  - ・事故と苦情
- \* 情報&ニュース(4ページ) :
  - ・厚労省が「新ビジョン」
  - ・「TSUTAYA 図書館」問題の教訓
- \* マイタウン(5ページ) :
  - ・交通バリアフリー
- \* 三代目燈台守(6ページ) :
  - 全世代・全対象型地域包括支援体制

## ▽日誌抄録 (2015. 10. 1~)

月/日(曜)	記事
10/1(木)	来春採用予定職員選考(第2次)
2(金)	千葉県視覚障害者福祉大会(成田市)
4(日)	根郷地区敬老会(根郷中学校)
5(月)	本年度ノーベル医学生理学賞に大村智北里大栄誉教授 / マイナンバー制度施行
6(火)	ノーベル物理学賞に梶田隆明東大教授決定
10(土)	愛光秋まつり
12(月)	体育の日
13(火)	運営会議(月次報告: 視障センター研修室)
16(金)	千葉市視覚障害者福祉大会(千葉市ハーモニープラザ)
17(土)	バリアフリー映画会(『神様のカルテ2』: 視障センター)
22(木)	後援会運営委員会(本部ボランティア室)
24(土)	Aikoh フォーラム(『安心して老後を送るための法律知識』: 南部地域福祉センター) / 関東地方に“木枯らし1号”
26(月)	運営会議(本部第1会議室)
11/4(水)	韓国ラファエルの家訪日団来日
6(金)	日韓交流あいとひかりのコンサート(四街道市文化センター)
7(土)	ラファエルの家訪日団利用者交流会・帰国
8(日)	立冬
9(月)	運営会議(月次報告: 視障センター研修室)

暦の上では11月8日が立冬。「暦の上では」と言うと、季節の実感が伴わない場合の言い回しですが、今年はそうでもないようです。朝夕はすっかり初冬の風情です。インフルエンザの予防接種も始まり、秋を彩る一連の行事も終え、早いもので、2015年のカウントダウンが聞こえてきました。向寒の候、ご自愛くださいますように。

さてそんな折に、すでに来年度（2016年度）を展望する動きも出てきました。

## ▽おもな動き

### 新たに指定管理事業

佐倉市が公募していた「南部地域福祉センター」の指定管理者の応募審査において、愛光の提案が高得点を得られたことが、このほど公表されました。市議会での承認を経て正式決定となりますが、これまで取り組んできたわれわれの地域福祉活動が一步前進したことを喜びたいと思います。

新たな活動の場を与えていただくことで、また責任の重さも感じるどころですが、子どもから高齢者に至る全世代、また障害のある人や生活上の困難を抱える人など、さまざまな地域にある福祉問題に対応していけるよう、相談や福祉サービスの提供体制の構築へと、われわれの夢は広がります。

### 音楽が結ぶ絆は国境を越えた

日韓福祉施設の交流活動が始まってから14年目の本年。昨年の愛光関係者28人の訪韓に続いて、今年は韓国「ラファエルの家」から利用者・家族・職員ら35人が11月4～7の4日間の日程で来日。6日午後には四街道市文化センター大ホールを会場に、「日韓交流・あいとひかりのコンサート2015」を開催しました。

愛光からは和太鼓・ピアノとフルートの合奏とコーラス、韓国からは日本の楽曲「乾杯」の独唱やバンド演奏、そして民族楽器“サムノリ”の合奏などが披露されました。会場には愛光の利用者・家族のほか、地域の皆さんも多数駆けつけて、手作りの国際交流イベントに盛んな拍手を下さいました。その中には、在日の朝鮮半島出身の方々の姿も見えておりました。

コンサートのクライマックスでは、ゲスト出演の日本の視覚障害者演奏家グループ「新星78」による「アリラン」が奏でられると、会場は感動に包まれました。

コンサート当日の様相取材した読売新聞の8日付け朝刊（地方版）は、こう伝えています。「韓国から来日したユ・ガッサンさん（71）はバンドでキーボードや打楽器を演奏し、『…観客も一緒に歌ってくれてうれしかった』と喜んでいた」

### 「関東東北豪雨」に義援金

9月10日に関東地方を襲った集中豪雨で鬼怒川が氾濫、住宅などが浸水して大きな被害をもたらしました。すぐお隣の茨城県西部が被災地とあって、愛光では職員に義援金を募りました。各職場で職員を中心に呼びかけたところ、79,381円が集まりました。これに「愛の灯台基金」からの50,000円を加えて合計129,381円を千葉県共同募金会を通じて被災された方々へのお見舞いとしました（10月23日）。

■職員状況 (2015年10月中)	*採用：3（サポート1・パート2） *退職：1（パート1） *2015年10月31日現在：職員現員363人 （正職149・サポート又は常勤嘱託41・パート又は非常勤嘱託173） *育児休業：2（リホープ1・よもぎの園1） *派遣：1
----------------------	--

## ▽現場の内外で

### “ママのリフレッシュタイム”

子育て支援事業部（南部児童センター）では、これまで「親子ヨガ」として、産後の子育てママのリラクゼーションとダイエットの機会を提供してきました。ただ参加者の募集に対する反応はやや薄い傾向がありました。

そこで新たな試みとして「ピラティス」を企画し、案内をしたところ、若いママさんたちの関心が高いのか、定員を上回る応募がありました。ヨガは呼吸とストレッチに重点を置きながら筋肉を鍛えるエクササイズであるのに対して、このピラティスは、正しい骨格を意識しながら体幹の筋肉を鍛えるエクササイズで、戦場で傷ついた兵士のリハビリが起源であるとされています。外部から招いたインストラクター自身も出産を控えた妊婦ということもあって、参加者の共感も得たようです。

参加者の中には、なかなか母親から離れられないお子さんもいましたが、ピラティス開講中は「保育」という形ではなく、館内で自由に遊んでいる様子を安全に配慮しつつ見守るという自然な環境としました。結果、満足度の高い企画となったようです。

### 事故と苦情

利用者の健康被害にあたる事故、また大事に至らずとも、場合によっては重大な結果になりかねない事故が何件かありました。

事故の詳細は目下調査中ですが、重度障害をもつ入所施設利用者が施設内で手の指を粉砕骨折する事故が発生しています。安全配慮を怠り、利用者が配膳車に接触したものとみられます。また別件ですが、女性利用者がトイレ内で車いす移乗時に床に転落し、骨折という事故が9月に発生しています。

次に、支援や介護サービスに関わる事例として、誤って他の利用者の薬を服用させてしまったケース、またインフルエンザ予防注射を希望していない利用者に誤って実施したという2件は、幸い健康被害はなかったものの、万一を考えれば重大な事故になりかねず、再発防止の措置を講ずることが必要なケースです。

さらに虐待事例とも受け取られる苦情がありました。利用者本人が拒んでいるにもかかわらず、食事中に食器を取り上げてしまうという不適切な支援行為が通報され、施設内で検証したところ事実であったことが判明しています。この事例は外部のボランティアの目撃情報として、「人権侵害にあたるのではないか」という通報によるものでした。職場内でのチェック機能が不十分であったことも反省すべきで、虐待行為にあたるのではないかと  
いう意見もあり、さらに検証と再発防止策を検討しています。

## ▽情報&ニュース

### 厚労省が「新ビジョン」

安保健法を巡る国会の混乱もあって、あまり大々的に報道されてはおりませんでした、注目に値する福祉行政の動きです。

「三代目燈台守」で紹介しておりますが、厚生労働省の関係局部長・課長クラスから成る「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が、9月17日、『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～』と題する提言をまとめ、公表しました。

見出しもプロジェクト名も長すぎてすぐには覚えられませんが、それはともかく、介護や障害、子育て、生活困窮者といった分野の垣根を越えて、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を目指すと打ち出したことが最大の目玉、とされています。つまり年齢や抱える問題別に窓口があり、サービスが提供されるという現状の弊害をなくするという提案です。福祉・介護サービスといっても、実際には「専門」があって、利用者からすると使いにくくわかりにくい。福祉のこと、地域で暮らす上での生活のしづらさに関することをまると聞いてもらえ、必要なサービスの手配も同時にしてくれる相談窓口が求められてきたことに、国が本腰を入れて取り組もうというわけです。

これは「仕組み」の不備ということと同時に、総合的に対応できる人材が不足しているからという両側面があります。幅広い知識やスキルを持った人材の育成に向けては、社会福祉士等の資格を持った専門職を対象に、試験の科目を免除するなど、複数の資格を取りやすくする仕掛けを用意する、また他の分野の基礎的な知識を習得するための新たな研修についても、具体的な協議を始めるとしています。詳細はこれから打ち出されてくるものと思われまます。

当法人のこれまでの取組み（中核センター事業、総合相談の試行事業など）が陽の目を見る日が近いと期待しています。

### 「TSUTAYA 図書館」問題の教訓

都道府県や市町村が直営形式で運営してきた公共施設を、企業や民間団体に管理運営させる「指定管理者制度」が12、3年前から盛んになっています。小泉政権のときに推進された“民活”政策によって、文化施設や公園、病院や福祉施設がその対象となっています。身近なところでも、佐倉市において市の直営だった施設が次々に指定管理者にその管理運営が移され、愛光も「よもぎの園」はじめ指定管理事業を行っており、来年度からはさらにその数が増える見込みです。ただ全国各地の指定管理者制度にも地域住民からは、さまざまな問題が指摘され、最近では図書館の指定管理者であるTSUTAYA（ツタヤ）をめぐる、批判の矛先が向けられ、その進出を拒否する例も現れ、話題になっています。

この問題は、佐倉市から指定管理者としての事業を複数行っているわれわれにも、他人事としてみてはならないと思います。民間事業者としての自由な発想を活かし、住民本位のサービスを効率的・効果的に展開していこうという姿勢は大切です、それがなければ受託している意味もありません。伝えられるところでは、指定管理図書館の館内にはコーヒショップあり、「キッズライブラリー」という子ども専用スペースありと、“至れり尽くせり”だとか。ただ本業の図書館運営に利益優先の影が見えたり、公共サービスが“ビジネス”まがいの事業になれば、当然住民の反発を招くと思います。「直営時代よりはいい」という評価はいただきたいところですが、「民営化」も節度があるという戒めと受けとめたいと思います。

## マイタウン

### 交通バリアフリー

街の中にある「バリア」(障壁)をなくす。それは視覚に障害のある人にとっては、安全に歩ける環境づくりが第一です。ご存知の「点字ブロック」も、さまざまな規制があつて、どんな場所にも敷設OKというわけではありません。原則として歩道と車道が明確に区切られている道路であれば、要望によって(予算の範囲で)整備可能とされています。

視覚障害者の利用頻度の高い公共施設を中心に点字ブロックの整備が進んできておりますが、われわれにとってぜひ早急に敷設してほしいと願っていた四街道市の視覚障害者総合支援センターちばへのアクセスを阻んでいた部分に、やっと点字ブロックの敷設が実現することになりました。

JR四街道駅からセンターへと誘導してくれる点字ブロックが、センターの直前、あと30メートル強という地点で、突然途切れています。再三行政当局に要望していたにもかかわらず、先に紹介した法令上の規制を理由に、21年間手つかずの状態でしたが、センターにこのほど近日中に点字ブロック敷設工事着手という朗報が届きました。危険を避け、路上の障害物や車両の通行に注意しながら来館されていた利用者の皆様の安全確保と利便性向上が、やっとかないそうです。

## 前売り開始!! 新垣勉コンサート

来年春のコンサートの入場チケット前売りを始めました。お早目にお求めくださいますよう、ご案内申し上げます。

開催期日：2016年4月17日(日曜日)

会 場：佐倉市民音楽ホール

開 演：13時30分(開場13時00分)

料 金：3,000円(全席自由)

<チケット販売場所>

愛の灯台基金事務局 043(484)6391

佐倉市民音楽ホール 043(461)6221

## 全世代・全対象型地域包括支援体制

軽度の認知症の80歳の母親が、無職で精神疾患を患っている50歳代の子と同居している世帯への支援が必要となった。地域包括支援センターと障害者相談支援事業所がそれぞれ対応することになった。このような分野をまたがる課題が絡み合っただけで複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱える状況が地域内で生まれている。

思えば、2004年に創設された千葉県独自の「中核地域生活支援センター」構想も同様の問題意識があった。しかしその後の地域における相談支援に関わる制度の変化（地域包括支援センターの発足、障害者自立支援法の施行）により、相談窓口の整備が進み、「中核」の意義はやや薄らいだ。それは何より「地域」の概念が「中核」におけるそれとは決定的に違っていたことが大きかった。それでも「中核」の提起した未解決問題が残っていた。

かねてより、「地域包括ケア」と言いながら、なぜそれが高齢者のみを対象とするシステムなのか。研究者などは、「理念的には」とか“将来的には”としながら、それは地域にある福祉ニーズ全般を対象とすべき、と言っているのは聞いていた。どうやら毎度批判されてはいるものの日本の社会、特に役所にありがちなあの「縦割り」というセクショナリズムが、あるべき姿への接近を阻む壁になっていたと思わざるを得ない。いやな言葉だが“たらい回し”にされたり、さまざまな専門職のいる機関をあちこち何度も訪ね、支援を依頼するのが常だった。

このほどその素朴な疑問への答えが、やっと出てきた。地域における「福祉の窓口」がひとつになる一簡単にいうとこういう構想である。発信源は厚生労働省。高齢者、障害者、児童、生活困窮者、これらの人々の福祉を担当する部局の関係者が、制度横断的な「新たな地域包括支援体制」の構築に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、構想を発表

した。新しい制度なり施策が打ち出される場合、こうした官僚からの提案という形は、かつて、介護保険制度の基本設計を提示した「高齢者介護・自立支援システム研究会報告」（1994年12月）、障害者保健福祉施策に関する「改革のグランドデザイン」提示（2004年10月）の例が記憶にある。今回は社会福祉法人改革法案の成立が見込まれるタイミングで登場している。福祉施策の目玉が「次はこれだ」ということだろう。

9月17日に報道発表され公開された資料は、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」というタイトルがつけられている。

高齢、障害、児童、生活困窮などの課題を、地域全体で支える力を再構築することが求められ、これまでのように各分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分ではなかった。新たな体制のもとでは、「対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことを可能にする」と言っている。

冒頭のケースは、新しい地域包括支援のもとではこう運ばれるという。

コーディネーターが、精神保健福祉センター、障害者相談支援事業所と連携し自立支援医療による継続した医療を受診できるよう環境整備を図り、症状が安定した後に就労継続支援事業による就労・社会参加につなげるとともに、母親については地域包括支援センターと連携して、介護予防・日常生活総合支援事業による通いの場につなげつつ、見守りや配食などの生活支援を開始し、包括的支援を実施。地域の民生委員と連携して見守り支援に繋げる。

2013年7月より取り組んできた当法人の「総合相談」（地域包括＋障害者相談支援事業所アシスト）が実を結びそうである。

（法澤 奉典・のりざわ ともり）